

## 海外発生期

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- 国内（県内）では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

### 目的：

- 1) 新型インフルエンザ等の国内（県内）侵入をできるだけ遅らせ、国内（県内）発生の遅延と早期発見に努める。
- 2) 国内（県内）発生に備えて体制の整備を行う。

### 対策の考え方：

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報が無い可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 対策の判断に役立てるため、関係機関との連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、住民に準備を促す。
- 4) 住民生活及び住民経済の安定のための準備、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

## 1 実施体制

### 1-1 連絡会議等

- 市は、国や県の動向に留意し、必要に応じて、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに連絡会議を開催し、情報の集約・共有等を行う。

## 2 情報提供・共有

### 2-1 情報提供

- 住民に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等を、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係課所のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。

## 2-2 情報共有

- 関係機関とのインターネットやメール等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

## 2-3 相談窓口の設置

- 住民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、国のQ & A等を参考にしながら、適切な情報提供を行う。

# 3 予防・まん延防止

## 3-1 国内（県内）での感染拡大防止策の準備

- 市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

# 4 予防接種

## 4-1 予防接種

### 4-1-1 特定接種<sup>36</sup>

- 市は、県や国等と連携して、特定接種の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う<sup>37</sup>。

### 4-1-2 住民接種<sup>38</sup>

- 市は、国と連携して接種体制の準備を行う。
- 市は、国の要請に基づき、全住民が速やかに接種できるよう事前にマニュアル等で定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

### 4-1-3 情報提供

- ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について情報提供を行う。

<sup>36</sup> 特定接種の具体的な運用は基本的対処方針において定められる。

※ 備蓄しているプレパデミックワクチンが有効であれば備蓄ワクチンを用いる。発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いる。また、病原性が低く、特定接種を緊急的に行う必要がないと認められる場合においても、医療関係者に先行的に接種を行う。

<sup>37</sup> 特措法第28条

<sup>38</sup> 特定接種が全て終わらなければ住民接種が開始できないというものではない。

## 5 住民生活及び住民経済の安定の確保

### 5-1 事業者の対応

- 事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう周知する。

### 5-2 遺体の火葬・安置

- 市は、県等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。